

葛飾区監査委員告示第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、葛飾区長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年4月8日

葛飾区監査委員	坂井保義
同	向江壽美恵
同	秋家聡明
同	下山しんいち

令和7年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について

(財政援助団体)

社会福祉法人 清遊の家 (監査対象 西新小岩あや第一学童保育クラブ)

(措置の内容)

区の補助金に係る事業については、補助金交付の目的に沿って執行されていた。しかしながら、所管課に提出された実績報告書の学童保育事業補助金収支表(学童保育事業収入・支出決算書抄本)における人件費の数値と、資金収支計算書の人件費の数値が一致していなかった。

本来であれば、学童保育事業補助金収支表は学童保育事業収入・支出決算書の抄本であり、資金収支計算書の数値と一致していなければならないものである。また、所管課においては、この収支表が学童保育事業に対する補助金の額を確定させる根拠となるものである。収支表の数値について、資金収支計算書等の財務諸表との相違がないか等、確認する仕組みを構築されたい。

(講じた措置)

区に提出した実績報告書の学童保育事業補助金収支表(学童保育事業収入・支出決算書抄本)に変更の必要が生じた場合には、速やかに区へ報告し、対応を相談するよう対象法人に改めて指導した。

区においても、実績報告書に変更があった場合には、遅滞なく報告する旨の規定を、助成要綱に加えるよう見直しを図るとともに、全法人へ周知を徹底する。

(放課後支援課)